

入 札 説 明 書

令和7年7月1日に公告した吉備高原都市業務商業ビルエスカレーター手摺交換修繕業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる課に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 公告番号 | 中第313号 |
| (2) 業 務 名 | 吉備高原都市業務商業ビルエスカレーター手摺交換修繕業務 |
| (3) 業務内容 | 吉備高原都市業務商業ビルエスカレーター手摺交換修繕業務仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860番地の6
吉備高原都市業務商業ビル |

2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿において、業務種目の大分類が「1 建物等の保守管理」のうち、小分類が「17 昇降機等保守」に該当し、格付区分がA又はBである、県内業者又は県内に支店等を持つ県外業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

電 話 番 号 086-226-7268

FAX番号 086-224-6195

4 契約条項を示す場所

上記3の課と同じ

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第2号）の配布及び方法

- ア 配布期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 配布場所 上記3の課と同じ
なお、岡山県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>)

(2) 仕様書の閲覧及び配布

- ア 閲覧・配布期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 閲覧・配布場所 上記3の課と同じ
なお、岡山県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>)

(3) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月9日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）」をFAXまたはメールにより送付すること。なお、FAXまたはメールした場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。
- ウ あて先 FAX：086-224-6195
メール：chusankan@pref.okayama.lg.jp

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 上記2(8)及び(9)について証明する書類の写し
 - (ア) 提出期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
 - (イ) 提出場所 上記3の課と同じ
 - (ウ) 提出方法 持参又は郵送等（一般書留、簡易書留等配達記録の確認ができる方法によるものに限る。）

(5) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

上記アの事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。

事後審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者1名を確認するまで、最低価格入札者から入札価格の低い順に行い、入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記5(3)ウのあて先にFAXまたはメールする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書（様式第5号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月22日（火） 15時30分

イ 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階用度課入札室

ウ 提出方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(2) 入札方法

ア 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名欄には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名欄には、契約を締結する権限を有している者について記入し、受任者（代理人）欄には、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

7 入札保証金

岡山県財務規則第131条及び第133条の規定による。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札

(2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 上記5(5)イに規定する事後審査において入札条件に不適合と認められた者のした入札

(4) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第1順位落札候補者とする。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第1順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定は、上記5(5)イの事後審査が完了した後に行う。

10 契約書の作成

契約書を作成する。

11 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

12 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。